

綾瀬市高座施設組合屋内温水プール利用料金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋内温水プール利用料金の一部を助成することにより、高齢者の介護予防及び健康の増進を目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、65歳以上のもの（以下「対象者」という。）とする。

(助成対象施設)

第3条 対象者が利用料金の助成を受けることができる施設は、高座施設組合屋内温水プール（以下「屋内プール」という。）とする。

(利用の助成)

第4条 市長は、対象者が前条に掲げる施設を利用する際の利用料金の一部を助成する。

2 助成の額は、1回の利用につき200円とする。

(助成の申請)

第5条 対象者が、前条に規定する助成を受けようとするときは、利用者カード発行申請書（第1号様式）を屋内プールを管理する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出するとともに、次の各号に掲げる身分を証明するもの（以下「身分証明書等」という。）のいずれかを指定管理者に提示するものとする。

- (1) 綾瀬市コミュニティバス高齢者専用乗車カード
- (2) 住民基本台帳カードのうち住所及び生年月日のわかるもの
- (3) 運転免許証
- (4) 健康保険被保険者証
- (5) その他公的機関が発行する身分証明書で、住所及び生年月日のわかるもの

2 指定管理者は、前項に規定する申請書の提出があったときは、対象者の氏名、住所及び生年月日を記録した利用カードを発行する。

3 前項の規定により利用者カードの発行を受けた、対象者は、屋内プールを利用する都度、利用者カードを指定管理者に提示するものとする。

4 前項の規定により利用者カードの提示があったときは、指定管理者は、高座清掃

施設組合屋内温水プール条例（平成１７年条例第２３条）別表に規定する利用料金のうち、前条の規定による自己負担額を徴収する。

（助成額の請求）

第６条 指定管理者は、１月ごとに取りまとめ、助成額を次に掲げる書類により市長に請求するものとする。

（１） 請求書（第２号様式）

（２） 利用者の利用日及び利用カード番号を記録した書類

２ 市長は、前項の規定により助成額の請求があったときは、審査確認のうえ、請求を受けた日から３０日以内に当該請求金額を指定管理者に支払うものとする。

（委任）

第７条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、平成２３年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成２４年７月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

利用カード番号_____

利用者カード発行申請書

年 月 日

住所 綾瀬市_____

氏名(本人署名) _____ 生年月日 明・大・昭_____年____月____日

身分証明書等確認欄 ※指定管理者使用欄			
	綾瀬市コミュニティバス 高齢者専用乗車カード		住民基本台帳カード
	運転免許証		健康保険被保険者証
	公的機関発行身分証明書 ()	確認者	

※ この申請書と身分証明書を一緒に窓口へ

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

請 求 書

綾瀬市長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

下記の金額を請求します。

件 名	数 量	単 価	金 額
月分 高座施設組合屋内プール利用助成額	件	200円	円

振込先 銀行 支店 普通・当座 No.

金融機関コード 支店コード

※フガナ

口座名義人